

## 国内経済要録

### ◇英ポンド表示外国為替引当貸付利子歩合の変更

海外金利の変動に伴い、本行は英ポンド表示手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合を次の通り変更した。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
7月12日	日歩1銭1厘5毛	日歩1銭1厘
7月23日	" 1銭1厘	" 1銭1厘5毛
8月6日	" 1銭1厘5毛	" 1銭 5毛

### ◇ドイツマルク・ユーザンス金利の変更

西ドイツ国内における金利の低下に伴い、本邦側外国為替銀行はドイツマルク・ユーザンス金利を引き下げた(年利6%以上を5.5%以上へ、7月10日より実施)。

### ◇信用金庫協会、貸出金利引下げ方針を決定

本行公定歩合の引下げに伴い、銀行をはじめ各金融機関が貸出金利を引き下げたことは既報の通りであるが(調査月報7月号要録参照)、さらに信用金庫協会においても、7月22日原則として業務方法書に定められた貸出金利の最高限度を1銭方引き下げの方針を決定した(日歩4銭5厘以下を3銭5厘以下へ、実施は9月ごろとなる見込み)。

### ◇英ポンド直物買入取引の承認

今般、政府は本邦側外国為替銀行の英ポンド資金不足に対処し、次の要領により海外市場における米ドルを対価とする英ポンドの直買いを承認した。

- (1) 本邦側甲種外国為替銀行(東京銀行を含む12行)に対し、金額を定めず為替管理令第13条の包括許可を与える(期間7月9日から8月末に至る間)。
- (2) 取引実行に際しては外国為替銀行の事前協議を求め、国内英ポンド相場が大幅に変動することなきよう短期間(5日間程度)の必要最少限度の金額を承認する。
- (3) ただし英ポンド収支の見通しおよび国内英ポンド相場の動向いかんにより随時承認を停止する。

なおこれに伴い、従来禁止されていた米ドル直物持高を売持ちとすることは、本取引の場合その金額の範囲内かつ5営業日以内に限り認めることとなった。

### ◇中小企業信用保険公庫の新設

中小企業信用保険公庫法(4月26日公布)に基く同公庫は7月1日付をもって設置の運びとなった。本公庫は、中小企業者の債務保証などにつき保険を行うとともに、信用保証協会に対しその業務に必要な資金を供給する機関とし

て、従来中小企業信用保険特別会計で行ってきた業務を承継するもので、資本金は107億円全額政府出資となつている。なお本年度事業としては、信用保証協会への貸付21.5億円、信用保険業務1,158億円(限度額1,550億円)の実施が予定されている。

### ◇昭和32歴年国民所得

このほど経済企画庁が発表した昭和32歴年の国民所得は、総額8兆2,516億円と前年に比し12.6%の著増で、前年(13.1%)に次ぐ高い伸び率を示した。しかしこれを上期、下期に分けてみると、上期の伸びが著しかったのに対し引締政策実施に伴う影響をうけた下期の伸び率鈍化が目立っている。その主たる特色および内容は以下の通りである。

- (1) 産業別国民所得では、「第2次産業」の所得の伸び率が16.6%と高いが、製造業や建設業の所得の伸び悩みを映じて前年の伸び率に比べればかなりの鈍化傾向を示している。
- (2) 分配国民所得では、「法人所得」の伸び率が引続き最も高いが、引締めの影響で前年に比しかなり鈍化している。
- (3) 国民総支出では、民間資本形成は引続きかなりの伸びをみせたものの前年の伸びを下回り、とくに在庫投資の伸び率鈍化が目立っている。反面政府支出および個人消費支出の伸びは逆に前年を上回り、最終需要の強さを示している。なお経常海外余剰は輸入増加を主因とする国際収支の悪化を映じて大幅なマイナスとなつた。

(単位・10億円)

区 分	昭和32年	(昭和32年 昭和31年)	(昭和31年 昭和30年)
産業別国民所得	8,251.6	12.6%	13.1%
内 第1次産業	1,536.6	6.4	△ 2.9
第2次産業	2,804.5	16.6	23.6
第3次産業	3,948.4	12.5	14.1
分配国民所得	8,251.6	12.6	13.1
内 勤労所得	4,056.8	12.2	15.2
個人業主所得	2,847.9	6.4	5.2
法人所得	983.2	27.1	35.0
国民総支出	10,023.2	11.0	
内 個人消費支出	5,781.2	8.2	7.5
民間総資本形成	2,610.0	29.3	62.7
(生産者耐久施設)	(1,670.8)	(38.0)	(64.8)
(在庫品増加)	( 731.6)	(13.5)	(75.5)
政府の財貨・サービス購入	1,805.5	9.7	2.6
経常海外余剰	△ 173.5	31年 (10億円) 20.1	30年 (10億円) 134.4